短期入所生活介護おおすみ苑　サービス利用料金表

令和8年8月　改訂版

下記の料金表に従い、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

１：介護給付の対象となるサービス料金　（２割負担分）　※1日につき

①　サービス利用に係る自己負担額

要介護認定	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単　位　数	1058	1312	1408	1544	1694	1836	1974

②　その他の介護給付サービス加算

加算の種類	加算額
送迎加算（片道につき）	368
サービス提供体制加算 II	36
夜勤職員配置加算IV	40
生産性向上推進体制加算 II	20
介護職員処遇改善加算　（17.6%）	各個人別

２：介護給付の対象外となるサービス料金　※1日につき

①食事に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額	第１段階	300
		第２段階	600
		第３段階①	1,030
		第３段階②	1,360
		上記以外	1,445
②居住費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額	第１段階	880
		第２段階	880
		第３段階①	1,370
		第３段階②	1,470
		上記以外	2,066

３：利用者負担段階別・介護度別料金早見表（1日につき）　※加算は含まれておりません

段　階	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
第1段階	2,238	2,492	2,588	2,724	2,874	3,016	3,154
第2段階	2,538	2,792	2,888	3,024	3,174	3,316	3,454
第3段階①	3,458	3,712	3,808	3,944	4,094	4,236	4,374
第3段階②	3,888	4,142	4,238	4,374	4,524	4,666	4,804
上記以外	4,569	4,823	4,919	5,055	5,205	5,347	5,485

４：段階について

【第１段階】	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
【第２段階】	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方（障害年金・遺族年金などは所得金額に含む）かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下。
【第３段階①】	生体全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間82.65万円超～120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下。
【第３段階②】	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下。
【第４段階】	世帯に課税者がいる、本人が市町村民税課税者